

京都市交通局管理規程 4 - 3 (京都市交通局契約規程) の一部を次のように改正する。

平成 16 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者
交通局長 江草 哲史

第 1 条第 1 項中「法令」を「地方自治法（以下「法」という。）、地方自治法施行令（以下「令」という。）」に改める。

第 2 条第 1 項中「地方自治法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改め、同条第 2 項中「京都市契約公報に掲載して」を「インターネットを利用して閲覧に供する方法により」に改める。

第 3 条第 1 項本文中「管理者が」を「別に」に改め、同項第 2 号中「誓約する」を「申し立てる」に改める。

第 5 条第 2 項中「管理者が」を削る。

第 7 条本文中「一」を「いずれか」に改める。

第 8 条第 1 項中「100分の3」を「100分の5」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、単価契約を締結する場合その他同項の規定により難しいと認められる場合の入札保証金の額は、そのつど定める。

第 8 条の 2 第 1 項第 5 号を次のように改める。

(5) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債権

第8条の3第1項第2号及び第16条第3項本文中「管理者が」を「別に」に改める。

第23条第1項本文中「管理者が」を「別に」に改め、同項第2号中「誓約する」を「申し立てる」に改める。

第25条第2項中「管理者が」を削る。

第31条第1項中「ただし、」の右に「予定価格が100,000円以下の契約を締結しようとする場合その他」を加える。

第33条第2項本文中「管理者が」を削る。

第34条第2項中「においては、」を「その他同項の規定により難いと認められる場合の」に改め、「管理者が」を削る。

第40条第1項本文中「の各号」を削り、同条第2項中「管理者が」を削る。

第41条第1項本文中「の各号」を削る。

第41条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 単価契約済みの契約で別に定めるものを締結するとき。

第47条第2項本文中「管理者が」を「そのつど」に改める。

第61条本文中「一」を「いずれか」に改め、同条第4号中「地方自治法」を「法」に改める。

第1号様式の1, 第1号様式の2及び第1号様式の3中「京都市上下水道事業管理者」を「京都市公営企業管理者上下水道局長」に、「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部財務課)